

【地方行政・警察委員会】

地行警察

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件（うち衆議院継続1件）であり、いずれも可決された。

また、本委員会付託の請願4種類11件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案は、個人住民税について、平成10年度限りの措置として、定額による特別減税を実施するとともに、その減収額を埋めるための地方債の特例措置を講じようとするものである。

また、**地方交付税法の一部を改正する法律案**は、所得税の特別減税の実施等による国税の減収に伴う地方財政への影響額について、平成9年度分の地方交付税の総額を確保するため、国の一般会計からの加算措置等を講じようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して審議し、特別減税により生ずる地方公共団体の減収補てん対策、国の経済対策である特別減税が地方へ及ぼす財政負担、所得税に限定した減税対策の必要性、財政構造改革と特別減税の整合性等の質疑が行われた。

質疑終局後、有働理事（共産）から、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に対して特別減税を平成11年度以降も継続する趣旨の修正案が提出されたが、討論の後、否決され、本案は多数をもって原案どおり可決された。また、地方交付税法の一部を改正する法律案については、討論の後、多数で可決された。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、並びに公職選挙法の改正による投票時間の延長等に伴い、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準の改定等を行おうとするものである。

委員会では、執行経費改定額の妥当性、障害者の投票機会の確保、船員の洋上投票制度の検討等の質疑が行われ、全会一致で可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、法人事業税の税率の引下げ、個人住民税の土地譲渡益課税の見直し、特別土地保有税の免税点の特例の廃止等の措置を講ずるとともに、地方公共団体の課税自主権の拡充、帳簿書類の保存方法等の特例の創設等を行うほか、国有資産等所在市町村交付金の交付対象の見直しを行おうとするものである。

また、**地方交付税法等の一部を改正する法律案**は、地方の財政収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成10年度分地方交付税の総額の特例措置等を講ずるほか、後年度の法定加算額の特例の改正、交付税特別会計借入金の償還方法の変更を行うとともに、財政構造集中改革期間中における特例措置を講じようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して審議し、借入金に依存しない地方財源対策の確立、地方単独事業が及ぼす地方財政への影響、安定的税源確保と外形標準課税の導入問題、介護保険制度への取組状況と財源措置の在り方等の質疑が行われ、討論の後、いずれも多数で

可決された。なお、地方税法等の一部を改正する法律案については、4項目の附帯決議が付された。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案は、風俗環境の変化にかんがみ、風俗営業者に対する規制の合理化を図るため、客にダンスをさせる営業のうち一定の要件に該当するものを風俗営業から除外する等の措置を講ずるほか、善良の風俗と正常な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業等に関して行われる売春を防止するためのこれらの営業を営む者の遵守事項等を定めるとともに、無店舗型性風俗特殊営業等に関し、広告及び宣伝の方法の制限その他の必要な規制のための規定を整備しようとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、わいせつ基準の不明確性、インターネット利用の有害映像送信営業に対する規制の在り方、広告・宣伝規制の実効性等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（第140回国会提出閣法第92号）は、国際社会において我が国が果たすべき役割の増大にともない、国外に多数の国民が居住している現状にかんがみ、これらの国民の選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設しようとするものであり、衆議院において、在外選挙人名簿登録資格について将来国内に住所を定める意思を有すると認められる者に限定しないこと等の修正が行われた。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、対象選挙の拡大の必要性、郵便投票の積極的活用、制度の周知徹底方法等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

地方自治法等の一部を改正する法律案は、都と特別区の役割分担の原則の規定を設け、特別区を基礎的な地方公共団体とし、都を特別区を包括する広域の地方公共団体と位置付けるとともに、特別区の事務処理に関する所要の改正を行う等の措置を講ずるほか、都に留保されている税財源の一部を特別区へ委譲すること、清掃事業など都が処理していた事務を特別区へ移管すること等を行おうとするものである。

委員会においては、都及び特別区の位置付け、大都市制度の検討の必要性、都区財政調整制度の在り方等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、3項目の附帯決議が付された。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、平成11年3月から5月までの間に任期が満了することとなる全国多数の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について、その選挙の期日を統一することにより国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑な執行と執行経費の節減を図ろうとするものであり、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙については平成11年4月11日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙については4月25日をその選挙の期日とすること等を内容とするものである。

委員会においては、統一地方選挙の実施の趣旨及び投票率向上への影響、選挙期日の統一と任期との関係等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

〔決議〕

本委員会では、3月31日、累増する巨額の借入金残高が地方財政を圧迫し、諸施策の実

施を制約することとならぬよう、地方の一般財源の充実強化によりその健全化を図ること等6項目にわたる**地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

3月10日、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について、上杉自治大臣・国家公安委員会委員長から所信を、また、平成10年度自治省関係予算及び警察庁関係予算並びに平成10年度海上保安庁業務概況及び関係予算について、政府委員から説明を聴取し、同12日、所信に対する質疑を行った。

3月26日、平成10年度地方財政計画について上杉自治大臣及び政府委員から説明を聴取した。

また、4月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度自治省、警察庁及び海上保安庁等関係予算の審査を行い、財政健全化債の取扱い方針、縁故債の任意繰上償還の実情、住民投票の結果と首長・議会の意思決定への拘束力、国庫補助負担金の見直しとその取扱い、平成10年度大規模地震対策関連予算の概要、各種犯罪の増大に対応した警察力強化の必要性、警察行政経費にかかる国庫支弁の改善が進まない理由、情報公開条例に警察情報を含める余地、ナホトカ号の油流出対策、中国密航船の取締り対策の実情などの質疑が行われた。

4月14日、暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置した。

(2) 委員会経過

○平成10年1月20日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年1月30日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案（閣法第4号）**（衆議院送付）
地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上両案について上杉自治大臣から趣旨説明を聴き、同国務大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第4号） 賛成会派 自民、民友、公明、社民、改ク

反対会派 共産、自由、新社

（閣法第5号） 賛成会派 自民、民友、公明、社民、改ク

反対会派 共産、自由、新社

○平成10年3月10日（火）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について上杉国務大臣から

所信を聴いた。

- 平成10年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 平成10年度海上保安庁業務概況及び関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年3月12日（木）（第4回）

- 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件及び平成10年度海上保安庁業務概況に関する件について上杉国土大臣、政府委員、総務庁、大蔵省、厚生省、資源エネルギー庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。
- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第35号）について上杉自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第35号） 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、新社会、改進黨
反対会派 なし

○平成10年3月26日（木）（第5回）

- 平成10年度の地方財政計画に関する件について上杉自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案**（閣法第21号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）
以上両案について上杉自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年3月27日（金）（第6回）

- 地方税法等の一部を改正する法律案**（閣法第21号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）
以上両案について上杉国土大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成10年3月31日（火）（第7回）

- 地方税法等の一部を改正する法律案**（閣法第21号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）
以上両案について上杉自治大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
（閣法第21号） 賛成会派 自民、社民
反対会派 民友、公明、共産、自由、新社会、改進黨
（閣法第34号） 賛成会派 自民、社民、改進黨
反対会派 民友、公明、共産、自由、新社会
なお、**地方税法等の一部を改正する法律案**（閣法第21号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。
- 地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第72号)について上杉国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月7日(火)(第8回)

- 平成10年度一般会計予算(衆議院送付)
平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(総理府所管(警察庁)、運輸省所管(海上保安庁)、自治省所管及び公営企業金融公庫)について上杉国務大臣、政府委員、内閣官房、郵政省、厚生省、大蔵省及び国税庁当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第72号)について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年4月9日(木)(第9回)

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第72号)について参考人中央大学法学部教授堀部政男君、東京都立大学法学部教授前田雅英君及び社団法人テレコムサービス協会事業者倫理委員会委員長遠藤毅君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、上杉国家公安委員会委員長、政府委員、建設省、郵政省及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第72号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、改ク
反対会派 なし
欠席会派 新社会
なお、附帯決議を行った。

○平成10年4月14日(火)(第10回)

- 公職選挙法の一部を改正する法律案(第140回国会閣法第92号)(衆議院送付)について上杉自治大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員細田博之君から説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。
- 暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。
なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成10年4月16日(木)(第11回)

- 公職選挙法の一部を改正する法律案(第140回国会閣法第92号)(衆議院送付)について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
早稲田大学法学部教授 戸波 江二君
横浜市選挙管理委員会事務局長 加藤 武君

○平成10年4月23日（木）（第12回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案（第140回国会閣法第92号）（衆議院送付）について上杉自治大臣、政府委員、外務省当局及び参考人中央選挙管理会委員長皆川迪夫君に対し質疑を行った後、可決した。
（第140回国会閣法第92号）

賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、改ク

反対会派 なし

欠席会派 新社

なお、附帯決議を行った。

- 地方自治法等の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）について上杉自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月30日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方自治法等の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）について上杉自治大臣、政府委員、厚生省及び国土庁当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第80号）

賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、改ク

反対会派 なし

欠席会派 新社

なお、附帯決議を行った。

○平成10年5月12日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第107号）（衆議院送付）について上杉自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月15日（金）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第107号）（衆議院送付）について上杉国務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第107号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、新社、改ク

反対会派 なし

○平成10年6月18日（木）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第642号外10件を審査した。

- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要 旨】

本法律案は、当面の経済状況等を踏まえ、個人住民税について平成10年度限りの措置として定額による特別減税を実施するとともに、その減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方税法に関する事項

- (1) 平成10年度分の個人住民税に限り、所得割の額から特別減税の額を控除することとし、特別減税の額は、個人住民税の所得割の額が次の合計額を超える場合には次の合計額とし、個人住民税の所得割の額が次の合計額を超えない場合には当該個人住民税の所得割の額とする。

① 納税義務者本人 8,000円

② 控除対象配偶者又は扶養親族1人につき 4,000円

- (2) 平成10年度分の個人住民税の徴収方法について、普通徴収については平成10年6月分の納付において特別減税の額を控除し、控除しきれない特別減税の額がある場合には同年8月分以降の納付において控除することとし、特別徴収については平成10年6月において徴収せず、特別減税の額を控除した後の年税額を同年7月から翌年5月までの11か月間で徴収する。

2 地方財政法に関する事項

個人住民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置として減税補てん債を発行することができることとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要 旨】

本法律案は、平成9年度補正予算において、所得税の特別減税等による国税の減収見込額が歳入に計上されたことに伴い、地方交付税交付金においても当初予算計上額に対して落込みが生ずることとなったことから、地方交付税の総額を確保するため、平成9年度分の地方交付税の総額の特例として、国の一般会計からの特例加算措置（2,221億2,511万1,000円）を講ずることとするとともに、当該加算相当額については、地方交付税法附則第4条の2第3項の規定に基づき平成13年度から同20年度までの各年度において当該年度分の地方交付税の総額に加算する額を減額しようとするものである。

なお、本法律は、公布の日から施行する。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 地方税法に関する事項

(1) 法人事業税の税率の引下げ

- ① 特別法人の標準税率について、年400万円以下（現行年350万円以下）の所得に係る税率を5.6%（現行6%）に、年400万円超（現行年350万円超）の所得及び清算所得に係る税率を7.5%（現行8%）にそれぞれ引き下げる。
- ② 普通法人の標準税率について、年400万円以下（現行年350万円以下）の所得に係る税率を5.6%（現行6%）に、年400万円超800万円以下（現行年350万円超700万円以下）の所得に係る税率を8.4%（現行9%）に、年800万円超（現行年700万円超）の所得及び清算所得に係る税率を11%（現行12%）にそれぞれ引き下げる。

(2) 個人の住民税の土地等の譲渡益課税の見直し

- ① 平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間の個人の長期（5年超）所有土地の譲渡所得の課税の特例について、特別控除後の譲渡益6,000万円以下の部分に係る税率を道府県民税は2%、市町村民税は4%とし、特別控除後の譲渡益6,000万円超の部分に係る税率を道府県民税は2%、市町村民税は5.5%とする特例措置を講ずる。
- ② 平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間の個人の短期（5年以下）所有土地等の譲渡益（事業所得等）に対する分離課税は適用しない。
- ③ 平成9年12月31日までの譲渡をもって、個人の超短期（2年以下）所有土地等の譲渡益（事業所得等）に対する分離課税制度を廃止する。

(3) 特別土地保有税の制度の見直し

- ① 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものを課税対象から除外する。
- ② 三大都市圏の特定市における免税点（基準面積）を1,000平方メートルに引き上げる措置を廃止する。また、これに伴い、三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対する課税の特例（ミニ保有税）の経過措置を廃止する。
- ③ 地価下落に対応して、当分の間、課税標準額は土地の取得価額又は修正取得価額（当該土地の取得価額を地価の変動を勘案して修正した額）のいずれか低い額とする。

(4) 地方分権関係

- ① 道府県が標準税率と異なる税率で道府県民税所得割を課する場合の自治大臣への事前届出を廃止する。
- ② 道府県が標準税率を超える税率で不動産取得税を課税する場合の自治大臣への事前届出を廃止する。
- ③ 市町村が1.7%を超える税率で固定資産税を課する一定の場合について自治大臣への事前届出及び自治大臣による税率の指示を廃止するとともに、それらに代えて、一定の納税義務者による議会への意見具申制度を設ける。
- ④ 道府県が標準税率を超える税率で大規模償却資産に固定資産税を課税する場合の自治大臣への事前届出を廃止する。

⑤ 個人の市町村民税均等割及び所得割の制限税率を廃止する。

⑤ 帳簿書類の電子データによる保存

地方税法上保存義務がある帳簿書類について、電子データによる保存を認める。

⑥ 非課税等特別措置の整理合理化関係

① 電気事業者、鉄道事業者等が変送電施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を見直す。

② 外貿埠頭公社に係る現行の固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止し、新たな課税標準の特例措置を創設する。

2 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

共用飛行場に附帯する民間航空の用に供する固定資産で国が所有するものについて市町村交付金の交付対象とする。

3 施行期日

1 ②の改正は平成11年4月1日から、1 ⑤の改正は公布の日から1年以内の政令で定める日から、その他の改正は平成10年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

1 地方分権推進委員会の勧告を踏まえ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、住民の受益と負担の関係の明確化、国と地方の役割分担、及び中長期的な国と地方の税源配分の在り方を検討し、地方税の充実確保を図ること。この場合、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討すること。

2 法定外普通税の許可制度の廃止や法定外目的税の創設等については、国と地方の関係について地方分権推進委員会の勧告を踏まえ、速やかにその実現に努めること。

3 地方の法人課税については、税収の安定化、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化等の観点から、事業税の外形標準課税の問題を中心に総合的な検討を進めること。

4 税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）

【要 旨】

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成10年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、財政構造改革の集中改革期間中（以下「集中改革期間中」という。）における制度改革を行うほか、各種の制度改革等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用の改定等を措置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

(1) 平成10年度分の地方交付税の総額の特例

平成10年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額（15兆5,701億5,000万円）に、国の一般会計からの加算額3,000億円、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金1兆9,456億8,000万円及び交付税特別会計における剰余金2,000億円を加算した額から、交付税特別会計借入金利子支払額4,973億8,000万円を控除した額（17兆5,188億6,500万円）とする。

(2) 集中改革期間中における制度改正（交付税特別会計借入金の償還繰延措置等）

① 平成10年度の交付税特別会計借入金のうち7,550億円（国負担分）の償還金に相当する額については、平成13年度から平成22年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れる。

② 平成10年度において一般会計から加算又は繰入れを予定していた額（1兆55億円）については、平成16年度から平成25年度までの地方交付税の総額に加算する。

③ 集中改革期間中は、原則として財源不足のうち地方交付税対応分は国・地方公共団体が折半して補てんすることに伴い、平成11年度及び平成12年度における借入金の増加額に係る一般会計から交付税特別会計への繰入れに関する特例を設ける。

④ 平成11年度から平成24年度までの間における交付税特別会計借入金（国負担分）に係る利子相当額については、予算の定めるところにより、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることを法定する。

⑤ 集中改革期間中における交付税特別会計借入金の償還を平成13年度以降に繰り延べる。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

(1) 単位費用の改定

自主的・主体的な活力ある地域づくりに要する経費、住民に身近な社会資本の整備に要する経費、国土保全対策に要する経費、中心市街地再活性化対策に要する経費、防災対策強化のための経費、総合的な地域福祉施策の充実のための経費、教育水準の向上のための経費、農山漁村対策及び森林・山村対策に要する経費、地方団体の行政改革及び人材育成の推進に要する経費の財源等を措置するため、単位費用を改定する。

(2) 単位費用の新設

「臨時税収補てん債償還費」を新設する。

3 基準財政収入額の算定方法の特例

平成10年度における住民税の特別減税に伴う減収額の一定割合を基準財政収入額に加算する算定方法の特例を設ける。

4 施行日

本法律は、公布の日から施行する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第35号）（先議）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費、事務費等の積算

- 単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。
- 2 最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である労務賃その他の額を実情に即するよう見直し、これらの経費に係る基準額を改定する。
 - 3 公職選挙法の改正による投票時間及び不在者投票時間の延長等に伴い、投票所経費、開票所経費、事務費等の積算単価である超過勤務手当並びに投票管理者及び投票立会人の費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。
 - 4 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所を増設する場合において、事務費に所要の額の加算を行うものとする。
 - 5 この法律は、公布の日から施行する。ただし、3及び4については、平成10年6月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第72号)(先議)

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 風俗営業等に関する用語の整備
 - (1) 風俗営業のうち、ぱちんこ屋、ゲームセンター等の「遊技場営業」を除いたものを「接待飲食等営業」と呼称することとする。
 - (2) 現行の風俗関連営業を「店舗型性風俗特殊営業」とし、新たに規制対象となる「無店舗型性風俗特殊営業」及び「映像送信型性風俗特殊営業」とあわせて「性風俗特殊営業」と呼称することとする。
- 2 風俗営業に関する規制の緩和
 - (1) 規制対象を見直し、設備を設けて客にダンスをさせる営業のうち、一定の要件に該当するダンス教授営業を風俗営業から除外することとする。
 - (2) 特例営業制度を新設し、公安委員会の認定を受けた風俗営業者については、営業所の構造・設備の変更の事前承認を事後の届出で足りること、風俗営業許可証に替えて認定証を掲示させることとする。
 - (3) 地域規制を緩和し、風俗営業の許可の特例として、震災、火災等による営業所の滅失の場合における制限地域内の設置を認めることができることとする。
 - (4) 営業時間の規制を緩和し、条例で定める特定の地域においては、午前1時まで営業することができることとする。
- 3 営業に関して行われる売春事犯の防止
 - (1) 許可の欠格事由を追加し、公安委員会は、不法就労助長罪を犯して1年未満の懲役等に処せられ5年を経過しない者に風俗営業の許可をしてはならないこととする。
 - (2) 営業者の遵守事項を強化し、風俗営業者、性風俗に関連する営業者等又は接客業務受託営業を営む者に関し、営業に関して行われる売春事犯を防止するため、接客従業者に対し、辞めた場合に直ちに完済することを条件として不相当に高額な債務を負担

させること、不相当に高額な債務を負担させた上でその旅券等を保管することを禁止することとする。

4 無店舗型性風俗特殊営業等に対する規制の新設

(1) 次の営業を規制対象とする。

① 無店舗型性風俗特殊営業

ア 派遣型の性的サービス提供営業 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

イ 有害ビデオ等通信販売営業 電話等による客の依頼を受けて、専ら、性的好奇心をそそるビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの

② 映像送信型性風俗特殊営業（インターネット利用の有害映像送信営業） 専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態等の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むもの

(2) 届出制を設け、(1)の営業を営もうとする者は、営業の本拠となる事務所を管轄する公安委員会に所定の事項を記載した届出書を提出しなければならないこととする。

(3) 年少者保護のための規制として、(1)の営業を営む者は18歳未満の者を客としてはならず、(1)①の営業を営む者は18歳未満の者を客に接する業務に従事させてはならないこととする。

(4) 広告・宣伝の規制として、(1)の営業を営む者については、その営業につき、18歳未満の者へのビラ等の頒布、住居への差入れ、及び広告制限区域等における広告物の表示、ビラ等の頒布等を禁止する。

(5) プロバイダーに対する規制として、プロバイダーは、(1)②の営業者がわいせつな映像を送信することを防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない等とすることとする。

5 店舗型性風俗特殊営業に対する規制の強化

店舗型性風俗特殊営業を営む者の行う広告又は宣伝に関し、無店舗型性風俗特殊営業と同様の規制を課することとする。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、2の(1)及び(3)については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

最近における風俗環境の著しい変化にかんがみ、善良の風俗と清浄な環境を保持し、年少者の健全な育成を図る観点等から、政府は左記の事項について措置すべきである。

1 風営適正化法の運用に当たっては、明確な基準を示し、都道府県警察における適確な執行ができるよう努めること。

特に、広告及び宣伝の規制については、公正かつ効果的に行われるよう、都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底を図ること。

- 2 風営適正化法の運用に当たっては、表現の自由、営業の自由等憲法等で保障されている基本的人権を侵害することのないよう慎重に配慮すること。また、職権の乱用は厳に戒めること。

特に、映像送信型性風俗特殊営業の規制の実施に当たっては、検閲の禁止、通信の秘密の保護あるいは表現の自由等に十分かつ慎重な配慮を行うこと。

- 3 風俗営業者への指導については、営業の自由を最大限尊重するとともに、営業者の立場・営業実態等を踏まえ、今後とも規制の在り方について見直すこと。
- 4 性風俗特殊営業については、売春防止法等に基づき今後とも有効適切な取締りに努めるとともに、これらの法の網を逃れる脱法的な形態の営業についても違反の取締りを強化すること。なお、あからさまに性を売りものにし、人間の尊厳を傷つける営業及び行為については公共の立場からこれを厳しく規制すること。
- 5 風営適正化法に基づく政令等の制定及び同法の運用に当たっては、風俗環境の改善等に関する事項が、本来地方公共団体の基本的事務であることにも配慮し、広く各界の意見を聞くこと等により、法の運用に誤りなきを期すこと。

右決議する。

地方自治法等の一部を改正する法律案（閣法第80号）

【要 旨】

本法律案は、大都市の一体性及び統一性の確保の要請に配慮しつつ特別区の自主性及び自律性を強化するとともに、都から特別区への事務の委譲を行い、併せて都と特別区との間の役割分担の原則を定めるほか、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 都と特別区の役割分担の原則

(1) 特別区の基礎的な地方公共団体としての位置付け

特別区は、基礎的な地方公共団体として、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に市町村が処理するものとされている事務を処理する。

(2) 都の役割

都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、都道府県が処理するものとされている事務、特別区に関する連絡調整の事務のほか、市町村が処理するものとされている事務のうち特別区の存する区域を通じて一体的に処理する必要のある事務を処理する。

2 特別区の自主性・自律性の強化

(1) 地方自治法上の特例措置

① 特別区の廃置分合又は境界変更は、関係特別区の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定める。

② 都知事の権限に属する事務の中で主として特別区の区域内に関するものについては、都の規則により、これを特別区の区長に委任して管理し及び執行させるものとする規定を削除する。

③ 特別区の区長等が行う国又は都の機関委任事務について、都知事等の指揮監督を

廃止する。

- ④ 都は、条例で特別区の事務について特別区相互の間の調整上必要な規定を設けることができるものとする規定を削除する。

(2) 都区間の税財政制度

- ① 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、併せて特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が課する市町村民税法人分、固定資産税及び特別土地保有税の収入額に条例で定める割合を乗じて得た額を、条例により、特別区財政調整交付金として交付するものとする。
- ② 特別区が起債できる場合は、特別区財政調整交付金の財源となる都税（特別土地保有税を除く）の税率が、標準税率以上でなければならない。
- ③ 特別区が法定外普通税を新設・変更する場合における都の同意を廃止する。
- ④ 鉱泉浴場所在の特別区は入湯税を課する。
- ⑤ 都はゴルフ場所在の特別区に対し、ゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額を交付する。
- ⑥ 空港関係市町村に譲与すべき航空機燃料譲与税を特別区に対して譲与する。

3 都から特別区への事務の委譲

(1) 一般廃棄物の収集・運搬・処分の事務

一般廃棄物の収集、運搬、処分の事務を都から特別区に移管する。

(2) 教育委員会の処理する事務

小中学校、養護学校及び幼稚園の教職員の任用・服務、教科書・教材、教育課程等に関する事務を特別区教育委員会へ移管する。

(3) 保健所設置市に係る留保事務

都に留保されている保健所に係る事務のうち、化製場等に関する法律に基づく事務、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務、浄化槽法に基づく事務を特別区に移管する。

(4) 別表の改正

法令の制定又は改廃に伴い、地方公共団体の処理しなければならない事務等を掲げた別表に所要の改正を加える。

4 施行期日

この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、地方自治法別表の改正規定（この法律による関係法律の改正に伴う改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

【附 帯 決 議】

21世紀にふさわしい地方自治を実現するため、政府は、左記の事項について善処すべきである。

- 1 都区制度のあり方については、第22次地方制度調査会答申等の趣旨を踏まえ、さらに引き続き検討すること。また、大都市制度については、指定都市制度を含め、その適切なあり方を検討すること。
- 2 地方分権を推進する観点から住民に身近な行政を都から特別区へ移譲することの重要性にかんがみ、特別区が基礎的な地方公共団体としての体制を一層確立するよう、さらに行財政面における権限移譲に努めること。

- 3 都の清掃事業の特別区への移管に際しては、関係者において事業の運営のあり方及び職員の身分の取扱い等について特段の慎重な配慮が必要であることにかんがみ、政府においても、その円滑な実現のための協力を惜しまないこと。

右決議する。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 (閣法第107号)

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 選挙の期日に関する事項

- (1) 平成11年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合又は公職選挙法第34条の2の規定（以下、「90日特例の規定」という。）により行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあっては同年4月11日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては同月25日とする。
- (2) 平成11年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、それぞれ(1)に掲げる期日とすることができるものとする。

2 選挙期日の告示に関する事項

選挙期日の告示日を次のように定める。

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (1) 都道府県知事選挙 | 平成11年3月25日 |
| (2) 指定都市の長選挙 | 平成11年3月28日 |
| (3) 都道府県及び指定都市の議会の議員選挙 | 平成11年4月2日 |
| (4) 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 | 平成11年4月18日 |
| (5) 町村の議会の議員及び長の選挙 | 平成11年4月20日 |

3 90日特例の規定の取扱いに関する事項

90日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期が共に平成11年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。

4 同時選挙に関する事項

統一地方選挙の実施に伴い、各地方公共団体の議員及び長の選挙並びに指定都市及び都道府県の選挙は、それぞれ同時選挙とするものとする。

5 重複立候補の禁止に関する事項

平成11年4月11日の選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域において、同月25日の選挙における公職の候補者となることができないものとする。

6 文書図画の掲示の禁止に関する事項

1の(1)における任期満了による選挙の文書図画の掲示の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日の6月前の日から当該選挙期日までの間とする。ただし3月1日から3月30日

までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員若しくは長又は90日特例の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙については適用しないものとする。

7 寄附等の禁止に関する事項

1の(1)又は(2)における任期満了による選挙の寄附等の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙期日までの間とする。ただし3月1日から3月30日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員若しくは長又は90日特例の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙については適用しないものとする。

8 施行期日

本法律は、公布の日から施行するものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案（第140回国会閣法第92号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 在外選挙人名簿

- (1) 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿（永久名簿）の調製及び保管を行うものとし、その様式はカード式とする。
- (2) 在外選挙人名簿の登録は、年齢満20年以上の日本国民で、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有する者であって、将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者について行うものとする。
- (3) (2)の被登録資格を有する者は、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合又は政令で定める日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であって同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものである場合には、申請時の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に対し、領事官を経由して在外選挙人名簿の登録の申請をすることができるものとする。
- (4) 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿の登録をしたときは、在外選挙人証を交付しなければならないものとする。
- (5) 市町村の選挙管理委員会は、毎年4回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際に、在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所（本籍地の市町村の選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録された者である場合を除く。）及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならないものとする。
- (6) 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について、死亡したこと、日本の国籍を失ったこと等を知ったとき又は国内の市町村において住民票が新たに作成された日後4箇月を経過したときには、直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならないものとする。

2 在外投票

- (1) 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものは、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は

告示の日から、原則として、選挙の期日前5日までの間に、自ら在外公館の長の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証等を提示して投票をしなければならないものとする。

(2) 在外公館における投票が困難であるものとして政令で定める選挙人は、郵便による投票を行うことができるものとする。

(3) (1)の選挙人の投票は、一定の期間、市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票記載場所において行うことができるものとする。

3 国外犯

買収罪、選挙の自由妨害罪、詐偽投票罪、公務員等の選挙運動の制限違反の罪及びこれらに類する罪は、国外においてその罪を犯した日本国民に適用するものとする。

4 その他

(1) 在外選挙人名簿の調製に要する経費、2の(2)又は(3)による在外投票に関する経費等について所要の措置を講ずるものとする。

(2) 2の(1)による在外投票及び在外公館の長に対する申請等の時間について所要の規定を設けるものとする。

(3) 在外投票を所定の期間内に行わせることができないときは、更に投票を行わせることはしないものとする。

(4) 当分の間、在外投票は、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙に限り、行うものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、2の在外投票については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、在外選挙人名簿の被登録資格の帰国意思要件を削除すること、在外選挙人名簿の様式はカード式に限らないものとする、在外選挙人名簿に登録されている者が帰国したときに行う投票の時間を不在者投票の時間に合わせ、原則として午前8時30分から午後8時までとすること等の修正が行われた。

【附 帯 決 議】

国政選挙の投票機会を保障する在外選挙制度を創設するに当たり、その適切かつ実効ある執行を確保する観点から、政府は、左記の事項について善処すべきである。

1 衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙については、本法による在外投票制度の実施状況を踏まえ、できる限り速やかに在外投票の対象とする措置を講ずるものとする。

2 郵便投票を行うことができる区域等について、政令を制定するに当たっては、在外公館の所在地から遠隔である地域に居住する選挙人も郵便投票により選挙権を行使することができるよう、所要の措置を講ずること。

3 在外選挙人名簿への登録の手続、在外投票の方法等在外選挙制度の仕組みについて、在外選挙人その他の関係者に周知させるよう、適切な措置を講ずること。また、国政選挙の執行に際しては、当該選挙が行われる旨の周知を図るとともに、名簿届出政党等及び候補者等に関する情報の提供に努めるものとする。

- 4 在外選挙制度については、本法による選挙の実施状況を勘案し、選挙の公正確保に十分留意しつつ、在外選挙人にとって利用しやすい制度となるよう、不断の見直しを行うこと。
- 5 改正に伴う各地方公共団体における選挙執行経費の支出増については、的確かつ十分な措置を講ずること。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

※は予算関係法律案

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
4	地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案	衆	10. 1. 19	10. 1. 30	10. 1. 30 可 決	10. 1. 30 可 決	10. 1. 23 地方行政	10. 1. 28 可 決	10. 1. 28 可 決
			○ 10. 1. 30 参本会議趣旨説明 ○ 10. 1. 23 衆本会議趣旨説明						
5	地方交付税法の一部を改正する法律案	〃	1. 19	1. 30	1. 30 可 決	1. 30 可 決	1. 23 地方行政	1. 28 可 決	1. 28 可 決
			○ 10. 1. 30 参本会議趣旨説明 ○ 10. 1. 23 衆本会議趣旨説明						
※ 21	地方税法等の一部を改正する法律案	〃	2. 3	3. 25	3. 31 可 決 附帯決議	3. 31 可 決	3. 12 地方行政	3. 20 可 決 附帯決議	3. 20 可 決
			○ 10. 3. 25 参本会議趣旨説明 ○ 10. 3. 12 衆本会議趣旨説明						
※ 34	地方交付税法等の一部を改正する法律案	〃	2. 10	3. 25	3. 31 可 決	3. 31 可 決	3. 12 地方行政	3. 20 可 決	3. 20 可 決
			○ 10. 3. 25 参本会議趣旨説明 ○ 10. 3. 12 衆本会議趣旨説明						
※ 35	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	参	2. 10	3. 9	3. 12 可 決	3. 13 可 決	3. 24 公職選挙 法改正調 査特委	3. 25 可 決	3. 27 可 決
72	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 6	3. 25	4. 9 可 決 附帯決議	4. 10 可 決	4. 21 地方行政	4. 28 可 決 附帯決議	4. 30 可 決
80	地方自治法等の一部を改正する法律案	衆	3. 10	4. 16	4. 30 可 決 附帯決議	4. 30 可 決	3. 31 地方行政	4. 7 可 決 附帯決議	4. 9 可 決
107	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	〃	4. 24	5. 8	5. 15 可 決	5. 18 可 決	5. 6 公職選挙 法改正調 査特委	5. 7 可 決	5. 8 可 決
140 ／ 92	公職選挙法の一部を改正する法律案	〃	9. 6. 10	4. 9	4. 23 可 決 附帯決議	4. 24 可 決	1. 12 公職選挙 法改正調 査特委	4. 3 修 正 附帯決議	4. 7 修 正
			○ 第140・141回国会衆議院						

(5) 委員会決議

—— 地方財政の拡充強化に関する決議 ——

現下の厳しい地方財政の状況及び財政需要の増大にかんがみ、地方行財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が自主的・主体的な諸施策を着実に推進できるよう、政府は左記の事項について措置すべきである。

- 1 累増する巨額の借入金残高が地方財政を圧迫し、諸施策の実施を制約するおそれがあることにかんがみ、地方の一般財源の充実強化に努め、その健全化を図ること。
- 2 地方分権の進展に対応し、地方団体の自主性・自立性を高めるため、地方税の充実強化に努めるとともに、安定的な地方税体系を確立すること。
- 3 地方交付税総額の中長期的安定確保のため、地方交付税法第6条の3第2項の趣旨を尊重し、財源不足を解消するための方策を講ずること。

また、地方交付税が地方団体共有の固有財源であることを明確にするため、国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。

- 4 地方団体が、社会経済情勢の変化、地方分権の進展及び増大する行政需要に的確に対応するため、自主的な市町村合併や広域行政など行政体制の整備や、自主的かつ計画的な行財政改革の一層の推進を行うよう支援すること。
- 5 少子・高齢社会に対応し、地域福祉の充実等に積極的に取り組むため、地方団体が行う社会福祉経費等の一層の充実を図ること。

特に、介護保険制度については、円滑な事務が遂行できるよう適切かつ十分な体制整備を図ること。

- 6 地方行財政の自主性を高めるため、国庫補助負担金については一般財源化を含め一層の整理合理化を進めること。

なお、廃止・縮減に当たっては、その内容、規模等を考慮しつつ、地方への負担転嫁とならないよう、地方税、地方交付税等一般財源の適切な確保を図ること。

右決議する。